

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

平成 8 年 1 2 月 1 9 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ
同 9 年 1 2 月 1 6 日一部改正
同 1 0 年 1 2 月 4 日一部改正
同 1 2 年 1 2 月 2 6 日一部改正
同 1 7 年 8 月 2 日一部改正
同 1 8 年 8 月 1 5 日一部改正

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

(別紙)

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(基準)

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。
本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である。
- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4.の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの（例えば、本文(1)～(3)に該当するものを目的としているもの）に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するような目的に変更することが不可能な場合には、本基準8.経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

(1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

(1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。

公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列举されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない（本基準1. 参照）。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。

(2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。

(3) 本文(1)-①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。

公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)-①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)-①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額（支出合計額＋次期繰越収支差額。以下同じ。）の2分の1以上である必要がある（なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。）。

- (4) 本文(1)-①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大（又は、このような事業以外への支出を削減）するように指導する必要がある。
- (5) 本文(1)-②について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1)-③について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
- ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
- ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)-1の場合には、事業の運営等に当たり、（対価を伴う公益事業の場合においては）対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不

公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。

- (4) 本運用指針(2)-2)の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)～(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。

また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

(1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。

(2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。

(3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。

(4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。

また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出

額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- ② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
- ii) 高利の融資事業
- iii) 経営が投機的に行われる事業

- ③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

- ④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社（公団）」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること
- ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(運用指針)

- (1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上10人以内 25人以上30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信任の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特

定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

所管する官庁の出身者については、官庁の組織変更があった場合には、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

(7) 理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を

有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要があろう。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

（基準）

（2） 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)-②～④、⑥を準用すること。

（運用指針）

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する（「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）。

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

（基準）

（3） 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、

その成立要件及び議決要件等を定めること。

- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

- (1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。
- (2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。
- (3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない（民法第38条、69条）。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)-①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

- (1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。
- 評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能

や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

- (2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別の事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。

また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。

- (3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。

- (4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

(基準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。
- (2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人会計基準は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として、昭和 52 年 3 月に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和 60 年 9 月に公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきたが、平成 16 年 10 月、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において改正が行われ、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。
- (2) そこで、すべての公益法人において平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかにこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。
- (3) この会計基準においては、内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）について特段の定めが置かれていないが、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

(基準)

- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。
- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるよう活用しなければならない。
- (2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。
 - ① 価値の変動が著しい財産——株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
 - ② 客観的評価が困難な財産——美術品、骨董品等
 - ③ 減価する財産——建築物、建造物等減価償却資産
 - ④ 利子又は利用価値を生じない財産——現金、当座預金、事務所用施設
 - ⑤ 換金の容易な財産——普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
 - ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法——融資
- (3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。
- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6．参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分

を占めないようにする必要がある。

(基準)

(6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人が手持又は通常収入では賄えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。
- (2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、
- ① 確実な返済計画はあるか
 - ② 借入先及び利息は適切か
 - ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
 - ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
- 等について、十分な検討が必要と考えられる。
- (3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。
- また、当初予算に計上されておらず、年度途中で長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産

- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。
- (2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とするべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

- (3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

(基準)

- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

(運用指針)

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、（管理部門の）役

員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとすることを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものにならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

(基準)

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
- ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。
- また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。
- (2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
- ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

- ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。
- (5) 本文(1)-①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (6) 本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。
- ① 名称
 - ② 事務所の所在地
 - ③ 資本金等
 - ④ 事業内容
 - ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
 - ⑥ 従業員の数
 - ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑧ 保有する理由
 - ⑨ 当該株式等の入手日
 - ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。
- 当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(基準)

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
- ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿
 - ③ （社団法人の場合）社員名簿
 - ④ 事業報告書

- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。
- (2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。
 - ① 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿 : 可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと
 - ② 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録 : 当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置くこと
 - ③ 事業計画書、収支予算書 : 当該事業年度の開始後、原則として、3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと
- (3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。
 - ① 名称
 - ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
 - ③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号
 - ④ 設立年月日
 - ⑤ 代表者職名・氏名
 - ⑥ 主な目的・事業
- (4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。
なお、所管官庁においては、少なくとも上記(2)で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。
- (5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。
- (6) 平成16年10月に改正された公益法人会計基準に基づき、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成する法人の場合は、同計算書についても本基準(1)－⑥～⑧と同様に扱うものとする。

(基準)

8. 経過措置等

- (1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

- (1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

- (2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項（業界団体の理事構成、互助会の事業内容等）については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

- (2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

- (3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

- (4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更

に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。
- (2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの（株式保有等を事業としているもの等を含む。）の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。
その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総務省に提出する。
 - ① 当該公益法人を所管する部局の名称
 - ② 当該公益法人の名称
 - ③ 当該営利企業の名称
 - ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑤ 保有する理由
 - ⑥ 当該株式等の入手日
 - ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (4) 上記(3)の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。
- (5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6-(6)の規定に従うものとする。

(基準)

- (5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合

した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基準)

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。
--

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。